

どんどんかごしま移住就業・起業支援事業実施要領

(趣旨)

第1 鹿児島県が実施するどんどんかごしま移住就業・起業支援事業に関し、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2 鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、UIJターンによる起業・就業の創出や社会的事業の起業に対し支援を行うことにより、鹿児島県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

(各事業の概要)

第3 どんどんかごしま移住就業・起業支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 かがしまUIJターン移住・就業支援事業（以下「移住支援事業」という。）

鹿児島県が行う以下の2又は3等の事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等をしようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、鹿児島県と居住地の市町村が協働して移住支援金を給付する。

2 「かごJob」情報提供事業（以下「マッチング支援事業」という。）

鹿児島県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、選定した中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う。

3 かがしま地域課題解決型起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）

鹿児島県が、起業支援機関を設置して社会的事業の起業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

(移住支援事業及びマッチング支援事業)

第4 移住支援事業及びマッチング支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

鹿児島県は、事業の制度設計・全体管理、地方創生推進交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤のいずれかの要件（世帯の場合については併せて⑥の要件を満たすこと）を満たす就職又は起業をした者の申請に基づき、⑦に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 別紙に記載のある県内市町村に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、鹿児島県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他鹿児島県及び市町村が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

② 就職に関する要件

1) 一般の場合（マッチングサイトを經由する場合）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が原則鹿児島県内に所在すること。なお、県外のマッチングサイトに掲載されている対象求人に就業する場合は、鹿児島県内に移住する場合に限り、これを妨げるものではない。
- (イ) 鹿児島県が移住支援金の対象とする就業先としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)①に示す対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 本事業における関係人口に関する要件（希望市町村のみ）

鹿児島県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のう

ち、市町村が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 市町村において、本事業における関係人口の対象範囲が明確化されていること。
- (イ) 対象範囲の明確化に当たっては、鹿児島県等関係機関と調整のうえ、事業実施計画の付属資料として添付していること。
- (ウ) 移住に際し、以下の要件全てに該当する就業又は起業（事業承継、第二創業を含む）をすること。
 - ・ 官公庁及び地域おこし協力隊ではないこと。
 - ・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
 - ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

⑤ 起業に関する要件

第5に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

⑥ 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付金の交付決定がされた後であって、都道府県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

⑦ 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、申請書、移住先の就業先の就業証明書及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤のいずれかの要件（世帯の場合については併せて⑥の要件を満たすこと）に該当することを証する書類、その他必要な書類を移住先の市町村に提出する。

a 全員が提出必須の書類

- ・ 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
 - ・ 申請書（転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類）
- ※転入の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。
- ・ 移住元の住民票の除票の写し

- (移住元での在住地，在住期間を確認できる書類)
- ・ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)
- b 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区への通勤者のみ提出が必要な書類
- ・ 東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等
(移住元での在勤地，在勤期間，及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- c 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
- ・ 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)
 - ・ 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)
- d 東京圏から東京 23 区内の大学に通学し，東京 23 区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類
- ・ 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
 - ・ 東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地，在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- e 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類
- ・ 移住元の住民票の除票の写し
(申請者を含む 2 人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)
- ※転入の事実の確認は，各市町村が住民票を確認することにより行う。
- f ① 移住支援金(就業の場合)申請者のみ提出が必要な書類
- ・ 就業先企業等の就業証明書(雇用形態，応募日等を確認できる書類)
- f ② 移住支援金(テレワークの場合)申請者のみ提出が必要な書類
- ・ 所属先企業等の就業証明書(自己の意思等を確認できる書類)
- f ③ 移住支援金(関係人口に関する要件の場合)申請者のみ提出が必要な書類
- ・ 別途市町村が必要に応じて定める書類
- f ④ 移住支援金(起業の場合)申請者のみ提出が必要な書類

(イ) 支給方法

市町村は，(ア)の申請が上記①の要件を満たし，かつ②，③，④又は⑤のいずれかの要件(世帯の場合については併せて⑥の要件を満たすこと)に該当すると認めるときは，交付決定通知書を交付し，移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町村は，移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合，移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただ

し、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして鹿児島県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(ウ) 第4.1(1)②における移住支援金(就職に関する要件)において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに鹿児島県に共有することとする。また、鹿児島県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

鹿児島県は、次に掲げる事項全ての要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

(ア) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。

(イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)でないこと。

(ウ) みなし大企業^{注)}でないこと。

注) 以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・ 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※ 上記項目の資本金10億円以上の法人が<2 マッチング支援事業>(イ)で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金10億円以上の法人として考慮しない。

- (エ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- (オ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (キ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (ク) 鹿児島県内に事業所を持つ法人等であること（本社が県外の場合、鹿児島県内に事業所があること。）

(2) 移住支援金の対象法人の選定

鹿児島県は、以下の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書（様式1）に加え、(1)①の要件に該当することを証する書類を県に提出する。

② 登録

鹿児島県は、①の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

鹿児島県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

- ① 鹿児島県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー等の開催
- ② 鹿児島県が委託した人材紹介会社、地域金融機関、経済団体等による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援

(4) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

鹿児島県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市町村に共有することとする。

(起業支援事業)

第5 起業支援事業は、次のとおり実施する。

1 起業支援金の給付

鹿児島県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の起業を行う者に対して、当該起業を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、起業支援金として交付する。ただし、起業支援金の額は最大200万円とする。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 起業支援事業の公募開始日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに個

人事業の開業届出もしくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

- ② 鹿児島県内に居住していること、もしくは起業支援事業の事業期間完了日までに県内に居住することを予定していること。
- ③ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を県内で行う者であること。
- ④ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- ⑤ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 社会的事業の要件を満たすこと。
 - (ア) 我が国の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
 - (イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
 - (ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）
 - (エ) 次の社会的事業の分野における起業であること。
 - a 地域活性化に関すること
 - b まちづくりの推進に関すること
 - c 過疎地域等（※）の活性化に関すること
 - d 社会教育に関すること
 - e 子育て支援に関すること
 - f 社会福祉に関すること
 - g 環境に関すること
 - h その他社会的事業に該当すると認められる分野に関すること
- ※過疎地域等とは、次に掲げる地域とする。
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）の規定に基づく過疎指定地域
 - ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域。
 - ・ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村地域
 - ・ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）の規定に基づく半島振興対策実施指定地域
 - ・ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）の規定に基づく離島振興対策実施指定地域
 - ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に規定する奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）

- ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地

- ② 鹿児島県内で実施する事業であること。
- ③ 起業支援事業の公募開始日以降，起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。
- ④ 公序良俗に反する事業でないこと。
- ⑤ 公的な資金の用途として社会通念上，不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと。

(3) 対象経費

新たに起業する者が起業に要する経費

人件費，店舗等借料，設備費，原材料費，借料，知的財産権等関連経費，謝金，旅費，マーケティング調査費，広報費，外注費，委託費 等

2 伴走支援

起業支援金の給付を受ける者に対し，起業に当たり，以下の支援を行う。

- (1) 起業支援の専門家による助言・指導
- (2) 事業計画の進捗管理
- (3) 販路開拓
- (4) 資金計画の作成
- (5) その他必要な支援

3 交付手続

(1) 申請

起業支援金の支給を申請する者は，本人確認書類に加え，1（1）及び（2）の要件に該当することを証する書類を 4 の執行団体に提出する。

(2) 交付方法

執行団体は，社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに，当該外部委員会の審査を経て（1）の申請が 1（1）及び（2）の要件に該当すると認めるときは，起業支援金を支給するものとする。

4 執行体制

鹿児島県は，起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため，別途公募・選定を通じて，1，2 及び 3 の業務を行う執行団体（事務局）を置くことができる。

（財源の負担割合）

第 6 財源の負担割合は，次のとおりとする。

1 第 4 の 1 に定める移住支援事業

(1) 移住支援金

移住支援金の地方負担については，鹿児島県が 2 分の 1，市町村が 2 分の 1 を

負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

(2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、市町村が負担することとし、鹿児島県は、市町村の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を市町村に交付する。

2 第4の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、鹿児島県が負担する。

3 第5に定める起業支援事業

事業費の地方負担については、鹿児島県が負担する。

(協力)

第7 鹿児島県と市町村は、どんどんどころかごしま移住就業・起業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、どんどんどころかごしま移住就業・起業支援事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和元年10月3日から実施する。

2 2019年度に限り、第4の1(1)②(イ)中「マッチングサイトに掲載している求人」とあるのは「マッチングサイト(マッチングサイト開設前には、鹿児島県のサイト)に掲載している求人」、同(オ)中「マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「マッチングサイト(マッチングサイト開設前には、鹿児島県のサイト)に上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

3 この要領は、令和2年12月22日から改正する。